

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について

本年5月20日に、「浄化槽法の一部を改正する法律」(平成17年法律第47号。以下「改正法」という。)が公布されました。現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会にて、改正法において「環境省関係浄化槽法施行規則」(昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。)に規定するよう委ねられた事項について検討しているところです。ついては、以下の示す省令改正案について、意見を募集(パブリックコメント)いたします。御意見のある方は、[第2.募集要領](#)に沿って御提出下さい。

第1.改正の概要

(1) 浄化槽からの放流水の水質基準

法第4条第1項の規定による放流水の水質の技術上の基準は、BOD20mg/L以下及びBOD除去率90%以上とする。ただし、法第3条の2第1項ただし書に規定する設備又は施設については、適用しない。

法施行(平成18年2月1日)以降新設する浄化槽について適用する。

(2) 7条検査の検査時期

使用開始後3月を経過した日から5月間とする。

(3) 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告

報告時期：毎月末日までにその前月中に実施した検査について実施する。

報告事項：

- ア．7条検査又は11条検査を行った年月日
- イ．浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- ウ．浄化槽の設置場所
- エ．浄化槽のメーカー名及び型式名
- オ．7条検査の結果又は11条検査の結果
- カ．工事業者名又は保守点検業者名、清掃業者名
- キ．検査の結果不適正な場合その原因

(4) 廃止の届出に関する事項

以下の事項に関する様式を定める。

浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

浄化槽の設置場所

使用廃止の年月日

浄化槽の種類（単独処理浄化槽、合併処理浄化槽の区分）

廃止の理由

(5) 施行期日

平成18年2月1日

第2．募集要領

(1) 募集期間 平成17年7月26日(火)～平成17年8月22日(月)

郵送の場合は上記期限必着のこと。

(2) 御意見の送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体）、電話番号等の連絡先を必ず明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。なお、下記以外の方法（電話等）による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承下さい。

電子メール

宛先：hairi-jokaso@env.go.jp

添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載して下さい。

件名を「環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について」と記載して下さい。

郵送

宛先：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室

封筒に赤字で「環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について」と記載して下さい。

ファックス

宛先：03 - 3593 - 8263

環境省廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室

冒頭に件名として「環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について」と記載して下さい。

(3) 御意見の取扱い

いただいた御意見は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、全て公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承下さい。また、いただいた御意見に対して個別に回答はしかねますので、あわせて御了承下さい。